

65歳以上の人の

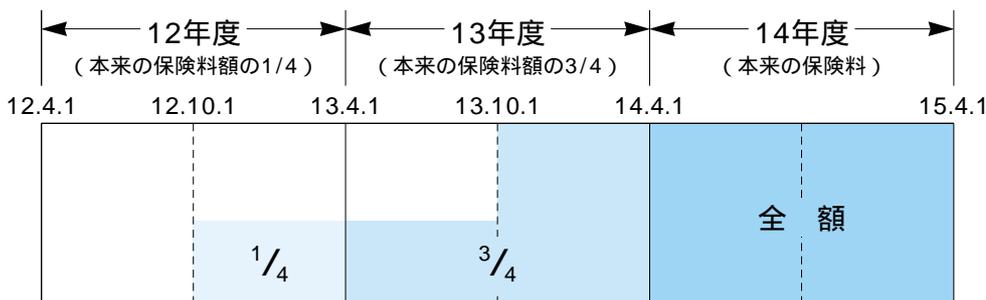
第1号被保険者 (65歳以上の人) の保険料

～平成13年度の介護
保険料が決まりました～



第1号被保険者(六十五歳以上の人)の保険料は、前年の所得や、本人および家族(同一世帯の人)の市民税の課税状況により、決定されま
す。
みなさんの平成十三年度の介護保険料の額や支払方法については、七月上旬に個別に通知します。

国の特別対策



国の特別対策が 終了します

介護保険の円滑な導入を目的とした「国の特別対策」により、平成13年度の第1号被保険者の保険料は、4月から9月までの間は本来の2分の1(半額)の額となります。10月からは「国の特別対策」が終了するため、本来の保険料額になります。

左下の表は、これらの額を合計した4月から翌年3月までの1年間に支払っていただく金額です。

平成13年度第1号被保険者の保険料(年額)

所得段階	該当する人	平成13年度 (国の特別対策により3/4の保険料) 円/年	平成14年度 (本来の保険料) 円/年	算定方法
第1段階	生活保護を受けている人、または 老齢福祉年金受給者で世帯員全員 が市民税非課税の人	13,000	17,300	基準額 × 0.5
第2段階	世帯員全員が市民税非課税の人	19,400	25,900	基準額 × 0.75
第3段階	本人は市民税非課税だが、世帯員 に市民税課税者がいる人	25,900	34,500	基準額
第4段階	本人が市民税課税で、合計所得金 額が250万円未満の人	32,400	43,200	基準額 × 1.25
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金 額が250万円以上の人	38,900	51,800	基準額 × 1.5

